

横須賀市の生活に役立つ地域の情報 掲載規約

(目的)

- 第1条 本規約は、横須賀市の生活に役立つ地域の情報事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第1条に定める事務手続き及び掲載者が遵守すべき事項について定めることを目的とする。
- 2 掲載希望者は、本規約に同意の上、市に対し、第8条に定める方法により申請を行うものとする。
- 3 本規約は、掲載者の承諾を得ることなく、必要に応じて変更できるものとし、変更する場合には、その旨第4条に規定する情報掲載媒体において通知するものとする。

(本規約の対象外となる組織等)

- 第2条 次の各号に掲げる組織等については、本規約の対象外とする。
- (1) 市が設置する施設及び組織
 - (2) 医療機関及び介護保険サービスを提供する団体
 - (3) 住民主体による各種活動団体（生活支援団体、通いの場等）
 - (4) その他市が情報掲載媒体への掲載が必要と認めた団体

(用語の定義)

- 第3条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 利用者 横須賀市の生活に役立つ地域の情報を利用する高齢者本人、その家族及びその利用を支援する者をいう。
 - (2) 掲載者 市の承認を得て、情報掲載媒体に掲載する者をいう。
 - (3) 掲載希望者 情報掲載を希望して申請を行う者をいう。

(情報掲載媒体)

- 第4条 要綱第3条に定める情報掲載媒体は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が管理・運営する「市町村介護予防・生活支援サービス情報提供システム」を利用することとする。

(掲載内容)

- 第5条 市は、前条に定める情報掲載媒体により、掲載希望者からの申請内容に基づき、サービス情報等の掲載を行うものとする。
- 2 掲載希望者からの申請に基づき掲載する情報は、介護保険等の社会保険制度に基づく公的サービスを除く高齢者の地域での暮らしに資するものとし、公的サービスと明確に区分して掲載する。

3 掲載する情報は、多数の利用者が閲覧することから社会的な信用度の高い情報でなければならないため、情報の内容及び表現は、信用性と信頼性を持てるものとする。

4 次のいずれかに該当すると判断される情報は、掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (3) 法律に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 政治的活動若しくは宗教的活動又はこれらに係るもの
- (7) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 高齢者の保護の観点から適切でないもの
- (10) 誇大な表現、根拠のない表示又は誤解を招くような表現のあるもの
- (11) 責任の所在が明確でないもの
- (12) 公共機関が掲載されているサービス等を推奨し、保証し、指定しているなどのような表現のあるもの
- (13) その他市が掲載するものとして不適切と判断するもの

(申請要件)

第6条 情報掲載媒体に情報を掲載することを申請できる者は、次のすべての事項に該当する場合のみとする。

- (1) 法人格を有していること又は生活支援等サービスを業とする個人事業主
- (2) 高齢者及びその家族に対する生活支援等サービスを現に提供していること。
- (3) 提供するサービスに係る利用料金をホームページ等に表示していること。
- (4) サービス提供地域に横須賀市が入っていること。
- (5) 国民生活センター、消費生活センター、都道府県市町村その他公的窓口等に苦情が多く寄せられ、営業又はサービス内容に問題があると判断される事業所等でないこと。
- (6) 提供するサービスの内容が前条第4項各号に該当しない者
- (7) 法人にあつては横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号又は第5号に該当しないこと、個人事業主にあつては同条第3号又は第4号に該当しないこと。

(掲載内容等の審査)

第7条 市は、第5条及び第6条に基づき、掲載内容及び掲載希望者に関する審査を行い、掲載の可否を判断することとする。

(掲載申請に関する手続き等)

第8条 掲載希望者は、市に対し、電子申請システム (e-kanagawa) により申請するものとする。

- 2 市は、前項の規定により申請された情報の内容及び掲載希望者について前条の規定により審査を行い、掲載することが適当であると承認したときにあってはその旨を、掲載することが不適切であるとしたときにあっては、その理由を書面等により通知する。

(情報シート等の補正)

第9条 市は、前条第1項の規定により申請された情報の内容に不備があるときは、掲載希望者に補正を求めるものとする。

(掲載有効期間等)

第10条 情報掲載媒体における掲載有効期間は、第8条第2項の規定による承認通知日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、掲載有効期間満了の30日前までに掲載者から次条第2項の規定による届出がない限り、掲載有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(掲載情報の変更及び取下げ)

第11条 掲載者は、情報掲載媒体に掲載されている情報について変更がある場合は、速やかにその旨を市に届け出なければならない。

- 2 掲載者は、情報掲載媒体への掲載を取り下げる場合は、速やかにその旨を市に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出は、電子申請システム (e-kanagawa) により行うものとする。

(掲載情報の外部提供)

第12条 市は、第8条第2項の規定による掲載の承認をしたとき又は前条の規定による変更若しくは取下げの届出があったときは、情報掲載媒体を管理・運営する法人に掲載希望者又は掲載者に関する情報を提供することができるものとし、掲載希望者及び掲載者は、その旨同意するものとする。

(本規約違反に対する措置等)

第13条 市は、情報掲載媒体に掲載されている情報が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知等を行うことなく、掲載者の同意なしに掲載を取り消し、又は一時的に掲載を中止するものとする。

- (1) 要綱第1条に掲げる趣旨以外の目的に使用されるおそれがある場合

- (2) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (3) 市に提出した情報に虚偽又は重大な瑕疵の記載があることが判明した場合
- (4) 情報掲載媒体の適切な運用又は管理が困難となる場合
- (5) 市、利用者その他第三者に損害を生じさせる目的で情報を掲載した場合
- (6) 市からの連絡に対して応答がない場合
- (7) その他市が情報掲載することを不相当と判断した場合

2 前項の規定により、掲載の取り消し、又は一時的に掲載を中止する場合、市は、その理由について書面等により通知する。

(掲載者の責任)

第14条 掲載者は、情報掲載媒体に掲載された情報に起因する苦情、問い合わせ、申立て、訴え等があった場合、掲載者の自らの責任と費用負担によりこれに対応するものとする。

2 掲載者は、前項に関連し、市に対して損害を与えた場合は、当該損害賠償の責任を負うものとする。

(免責事項)

第15条 市は、情報掲載媒体に掲載されている情報について、その完全性、正確性、安全性又は最新性等に関して保証するものではなく、一切の責任を負わないものとし、掲載者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

2 市は、情報掲載媒体に掲載されている情報に起因して、掲載者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

3 市は、掲載者と利用者その他第三者との間に生じた問題等について、一切の責任を負わない。

(その他の事項)

第16条 本規約に定めのない事項及びこの規約の各条項について疑義が生じた場合、掲載者、掲載希望者及び市が誠意をもって協議し解決を図るものとする。

附 則

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。